

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 愛媛県、山口県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時のスクリーニング及び除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等



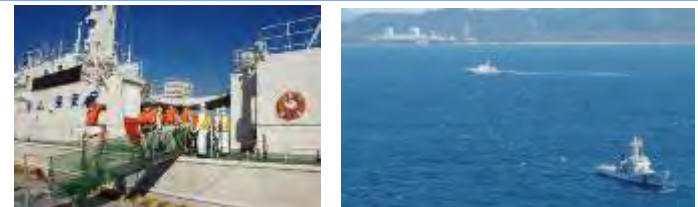
消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



地域防災計画の充実に向けた今後の対応

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画（原子力災害対策編）の策定が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

防災基本計画（一部抜粋）

（平成27年7月 中央防災会議）

第12編 原子力災害対策編

第1章 災害予防

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

- 内閣府は，原子力防災会議決定に基づき，原子力発電所の所在する地域ごとに，関係府省庁，地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府，関係省庁〕は，同協議会における要配慮者対策，避難先や移動手段の確保，国の実動組織の支援，原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて，地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は，同協議会における検討等を踏まえて必要な体制をあらかじめ整備するものとする。
- 国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は，各地域の地域原子力防災協議会において，避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が，原子力災害対策指針等に照らし，具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は，原子力防災会議の了承を求めるため，同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。
- 国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は，地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い，訓練結果から反省点を抽出し，その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ，継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。